

## 抵当権消滅請求 H21-06-1 «#379»

【問】 正誤をつけよ。

民法第379条は、「抵当不動産の第三取得者は、第383条の定めるところにより、抵当権消滅請求をすることができる。」と定めている。抵当権の被担保債権につき保証人となっている者は、抵当不動産を買い受けて第三取得者になれば、抵当権消滅請求をすることができる。



【答え】 誤り

## «ポイント» 抵当権消滅請求

**抵当不動産の第三取得者**は、第383条の定めるところにより、**抵当権消滅請求をすることができる**。（民法379条）

**主たる債務者、保証人**及びこれらの者の承継人は、**抵当権消滅請求をすることができない**。（民法380条）

